

『(仮称)参加と協働のまちづくり条例』

— 骨子・構成（案） —

前 文

【目的に関する規定】

第1章 総則（目的・定義）

第2章 基本理念（基本理念・参加と協働の原則）

第3章 役割と責任（住民の役割・自治組織の責務・議会の責務・行政機関の責務）

【手段に関する規定】

第4章 参加と協働のまちづくり（参加と協働の原則に基づく制度）

前 文

- ・参加と協働を必要とする社会背景
- ・大口町の取り組みと成果
 - ※第6次総合計画、NPO活動促進条例
- ・これらを背景として条例を制定
- ・基本規範としての位置づけ
 - ※この条例に定める基本理念及び役割と責務が事務事業に反映され、大口町の意見を決定する過程で、この条例に定める参加と協働の原則に基づく制度が有効に活用される。

第1章 総 則

1. 目的

- ・この条例は、『住民の参加』と『協働』に基づく“まちづくり”の基本理念、施策（手段）等を規定するとともに、まちづくりの主体となる住民及び自治組織の役割や、議会・町の執行機関の責務を定め、『参加と協働のまちづくり』を推進することを目的とします。

2. 定義

（1）住民

- ・大口町内に在住する個人並びに大口町内の事業者又は団体をいいます。

（2）自治組織

- ・地方自治の基本である住民自治の強化や、住民と町の執行機関の協働推進等を目的とする組織で、次の行政区をいいます。秋田区、豊田区、大屋敷区、外坪区、河北区、余野区、上小口区、中小口区、下小口区、垣田区及びさつきヶ丘区。

(3) 住民等

- ・住民、自治組織、町内に在勤及び在学する個人その他大口町のまちづくりに関わる人をいいます。

(4) 町の執行機関

- ・町長部局、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、固定資産評価委員会及び監査委員並びにこれらに属する職員のことを言います。

(5) 参加

- ・町の執行機関が行う政策の形成、実施及びその評価において、住民等が主体的に意見・提案等を行うことにより意思表示をすることをいいます。

【補足】住民自治（町政が住民の意思と責任に基づいて処理されること）を担保するものです。

(6) 協働

- ・住民等と町の執行機関が、共通の課題を解決するため、互いの相違を認め、尊重し合い、それぞれの知恵と工夫を活かしながら、対等な立場で連携・協力すること（以下、「町の執行機関と協働」という。）又は住民等が非営利で公共の課題を解決するため、相互に連携・協力することをいいます。

【補足】協働によって、住民の自己実現を図るとともに、住民自治を担保するものです。

(7) まちづくり

- ・大口町という地域社会を活性化するため、地域が抱えている課題を解決し、又は地域の価値を創造するための取り組みをいいます。

第2章 基本理念

3 基本理念

- ・地方自治における主権は住民にあり、地方自治は、住民の意思と責任において営まれなければなりません。
- ・住民が、大口町という地域社会のあり方に深い関心を持ち、積極的にその意思を表明し、参加と協働の一翼を担うとともに、大口町の議会（以下「議会」という。）と町の執行機関による住民の行動や知恵と創意工夫を活かしたまちづくりを行おうとする意思が、住民主権の地方自治を実現するものと考えます。
- ・このため、住民並びに議会と町の執行機関は、それぞれが有する役割と責務を認識し、住民等の参加と協働によるまちづくりを推進します。

4 参加と協働の原則

- ・参加及び協働は、住民等の主体的な意思によるものであり、強制されません。
- ・住民等の自主的な活動や、住民相互の参加と協働は制限されず干渉を受けません。

- ・町の執行機関は、住民等の自主的な活動を促進するために必要なコーディネート（連絡調整やまとめ）を担います。
- ・住民等は、町の執行機関が行う政策の形成、実施及びその評価に対する住民等の意思表示及び提案の機会が保障されます。
- ・町の執行機関が保有する情報について積極的に適正かつ正確な内容で公開を受ける権利が保障されます。

【補足】 大口町情報公開条例により保障

- ・住民等は、町の執行機関との協働で行う事業に関する説明の機会及び、参加の機会並びに事業の成果に関する報告の機会が保障されます。

【補足】 大口町 NPO 活動促進条例により保障

- ・議会と町の執行機関は、住民等の参加の促進と町の執行機関との協働においては対等な関係を実現する義務を負っています。

5 参加と協働の効果

- ・参加と協働のまちづくりは、大口町のまちづくりを次のように変えます。
 - ①住民等の知恵や工夫をまちづくりに活かすことができます。
 - ②住民等が得意とする分野と行政が得意とする分野を活かし合っってより効率的・効果的に課題を解決することができます。
 - ③住民等の状況に応じたきめ細かなサービス提供をすることができます。
 - ④町の執行機関が政策立案過程から住民等に対して、説明責任を果たすことで、住民等と町の執行機関の信頼関係を築くことができます。

第3章 役割と責務

6 住民（等）の役割

- ・住民等は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持って行政に参加し、協働します。
- ・住民等は、まちづくりの主体として、町内で自らできることは自主的に考えて行動するとともに、まちづくり活動にも積極的に参加します。
- ・住民等は、町の執行機関との協働で事業を実施しようとするときは、その趣旨等を公表し、事業を実施するときは、その継続と改善に努めます。
- ・住民は、自治組織における自らの役割を踏まえ、自治組織が行う活動に積極的に参加するよう努めます。
- ・これらの役割は、強制されません。

7 自治組織の責務

- ・自治組織は、対象区域に居住する住民が自治組織の活動に参加する機会の確保に努めます。
- ・自治組織は、対象区域に居住する住民の参加を拒まず、不当に差別的な扱いはしません。

8 議会の責務

- ・議会は、この条例の目的及び基本理念を尊重し、住民を代表する意思決定機関として住民に開かれた議会運営に努めます。

9 町の執行機関の責務

- ・町の執行機関は、「参加と協働のまちづくり」の意義を自覚し、責任をもって施策を実施します。
- ・町の執行機関は、「参加と協働のまちづくり」を促進するために必要な環境整備と基盤整備に努めます。
- ・町の執行機関は、職員一人ひとりが、参加と協働の意義を認識し、責任を持って施策に反映できるよう、意識改革や技能向上を図るための制度を整備します。
- ・町の執行機関は、自治組織の自主性と自立性を尊重するとともに、その活動を振興するために必要な制度を整備します。
- ・町の執行機関は、政策を実行する責任、結果に対する責任及び住民等に説明する責任を負います。
- ・町の執行機関は、住民等の意見が施策に反映されるとともに、参加する機会が保障されるよう多様な参加機会の整備に努めます。

第4章 参加と協働のまちづくり

10 参加と協働の原則に基づく制度

(1) 住民等相互が又は住民等と行政がまちづくりについて話し合うことができる制度を次のとおり設けます。

(2) 制度の具体例

①提案フォーラム（検討会）

- ・住民等から政策提案が出された場合、町の執行機関はその提案を受け止め、双方協議の上、実施の可否等の結論を出す手続きを制度化

【補足】

- ・目的は、住民の提案を聞きっぱなしにせず、きちんと説明責任を果たすことにあります。
- ・一定の人数以上の住民等及び自治組織の提案について、提案者と町の執行機関がともに検討をして結論づけるもの（期間限定でも良い）。提案の取り扱いについての説明責任も果たすことができ、また課題の把握にも役立ちます。

②政策フォーラム（検討会）

- ・町の執行機関は、住民等の生活又は活動に大きく影響を及ぼすような事業を計画した場合は、必ずその目的や目標、方法等を住民等に説明する場を設ける手続き

【補足】

- ・このフォーラム（検討会）は、町の執行機関からの一方的な説明だけでなく、計画案に対する意見聴取や、参加・協働の要請などを行う場でもあります。
- ・提案フォーラム（検討会）での提案者は説明者になります。

③パブリックコメント（意見公募手続）

- ・重要な計画や条例等を策定・変更する場合は、事前にその案を公表し、住民等の意見を聴取する手続きを制度化

【補足】

- ・パブリックコメント（意見公募手続）は、住民等の意見を反映できる段階で実施する。また、意見の出し方、出された意見の取り扱い方など、意見を述べる側、受ける側の責任の明確化に留意しなければなりません。
- ・政策フォーラム（検討会）とパブリックコメント（意見公募手続）は、事業や計画によりどちらか適切な方法で実施します。

④主要施策の評価

- ・数値目標等を明示した主要施策（行政経営計画）の評価に住民等が参加する第三者評価の手続きを制度化

⑤出前トーク（対話）

- ・住民等の要請を受けて出向き、住民等が希望するテーマ（主題）について町の考え方等を説明するとともに、率直な意見交換を行う場を設ける手続きを制度化

⑥地域懇談会

- ・毎年、各行政区へ赴き、自治組織に対して直接、施政方針を伝えるとともに、率直な意見交換を行う場

⑦元気なまちづくり事業

- ・大口町内における NPO 活動を広く把握し支援するために、市民団体の登録制度を設けるとともに、登録した団体が実施する事業のうち、公益性があると認められる事業を、大口町元気なまちづくり事業として支援する制度
※大口町 NPO 活動促進条例に規定

⑧住民投票制度

- ・住民等の意思を直接問う必要がある場合には、住民投票制度を設けることができるよう、住民投票の発議権を明らかにし、具体的な手続き及び投票者の範囲は、別に条例で定めます。

【補足】（1）から（8）の各制度の施行にあたり、具体的な要件や手続きの方法は、別に条例、規則、要綱等で定めます。